

鹿沼市斎場予約システム利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、鹿沼市斎場予約システム（以下「システム」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(システムの内容)

第2条 システムを利用して鹿沼市斎場（以下「斎場」という。）の予約状況の確認又は予約をすることができる施設は、火葬炉、汚物炉、待合室（大）及び待合室（小）とする。

(利用者)

第3条 システムを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 鹿沼市市民課職員
- (2) 鹿沼市生活課職員
- (3) 斎場の管理及び運營業務の受託業者
- (4) 日直業務の受託業者
- (5) 利用者としての登録（以下「利用者登録」という。）を受けた葬祭業者
- (6) その他市長が適当と認める者

(利用者登録)

第4条 前条第5号の規定に該当するものとして、システムを利用して斎場の予約を行おうとする者は、あらかじめ鹿沼市斎場予約システム利用登録（新規）申請書を市長に提出しなければならない。

2 利用者は、登録した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、鹿沼市斎場予約システム利用登録（変更）申請書を市長に提出しなければならない。

3 利用者は、登録を廃止しようとするときは、あらかじめ鹿沼市斎場予約システム利用登録（廃止）申請書を市長に提出しなければならない。

(手数料)

第5条 利用者登録に係る手数料は、無料とする。

(遵守事項)

第6条 利用者は、システムの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 斎場の予約は、死亡後に行うこと。
- (2) 斎場の予約は、1体につき1件とすること。死産児等についても、同様とする。
- (3) システムの利用に際し、不具合が生じた場合であって、それがシステムに起

因すると思料するときは、鹿沼市市民課に連絡しなければならない。

- 2 利用者は、斎場の予約後に火葬の日時又は待合室利用の有無若しくは待合室の区分が変更になったときは、速やかに鹿沼市市民課に連絡しなければならない。

(利用者登録の廃止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を廃止することができる。

- (1) 前条第2項に該当する場合を除き、1体につき複数回の予約を行ったとき。
- (2) 虚偽の申請により利用者登録を受けたことが判明したとき。
- (3) システムの利用に関して、不正又は不誠実な行為を行ったとき。
- (4) 故意に正常なシステムの運用を妨害したとき。
- (5) システムにログインするための暗証番号等を他に漏らしたとき。
- (6) 次条の指導又は助言に従わないとき。
- (7) その他システムの管理上、支障があると市長が認めるとき。

- 2 前条の規定による利用者登録の廃止を受けた者は、当該決定に対して異議を申し立てることができない。

(指導及び助言)

第8条 市長は、利用者がシステムを利用することについて、必要な指導又は助言をすることができる。

(緊急時の対応)

第9条 市長は、システムに障害が発生したときは、利用者に対して、斎場の予約に関する代替方法について連絡するものとする。

- 2 市長は、前項の障害が復旧したときは、速やかに利用者に対して、連絡するものとする。

(免責事項)

第10条 市長は、利用者がシステムを利用したことにより生じた損害について、市に起因するものを除き、その補償の責めを負わない。システムの停止等に伴い発生した損害についても、同様とする。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、システムの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和7年1月7日から施行する。
- 2 この規約の規定は、令和7年1月17日以後の利用に係る斎場の予約について適用し、同日前の利用に係る斎場の予約については、なお従前の例による。